



トッピー

戸田市ボランティアセンターだより 2020年 NO.30

トピトピ



～トッピー&トピックス～

この「トピトピ」は、戸田市社会福祉協議会ボランティアセンターに寄せられた情報を集めたものです。困っている方からの「手を貸してほしい」という呼びかけに、「空いた時間でお手伝い{介助・付き添い・託児・家事等}をしたい」という方への、ボランティア活動の呼びかけをしています。また、勉強したいという方へは、どなたでも参加できる講座・講習会のお知らせもしています。

そして「トピトピ」を多くの市民の方に読んでいただきたいと、公民館、福祉センターなどにも置いていただいています。

あなたも呼びかけにご協力くださいませんか？

コロナ禍のなか、ボランティアには「新しい生活様式」での活動が求められています。

感染予防を徹底し、3密に注意して活動して下さい。



現在、多くのボランティアが新型コロナウイルスの感染拡大で活動の休止を余儀なくされていますが、ボランティア活動を試してみたいと思ったら、お気軽にご連絡ください★

【ボランティア相談】

ボランティア相談はいつでも行っております。「こんなボランティアをやりたい」、「市内にどんなボランティアグループがあるんだろう…」こんな疑問をもったらぜひご連絡ください。日時の予約の上、対応させていただきます。

発行：戸田市社会福祉協議会
(戸田市ボランティアセンター)

〒335-0022 戸田市大字上戸田5番地の6

電話 048-442-0309

FAX 048-442-3996

開設時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

(土日祝日を除く)

『出張相談会』を行います



誰でも相談できます。生活の相談ごと、近所の相談ごと、お気軽にご相談ください
コミュニティソーシャルワーカーは地域の身近な相談員として、専門相談へつながっていない、つながり方がわからないなど、地域の方々が抱えている問題や心配をお聞きして、必要な専門職へつなげていくのがコミュニティソーシャルワーカーの役目です。

だれかに聞いてほしいな…どこに相談したらいいのかな…こんなことでもいいのかな…
お気軽にご相談ください。

近所に心配な人が
いるけれど…どうしよう
私が言ったって知られちゃう
のも怖いわ…

相談したいけれど、どこの
専門相談へ行けばいいのかな
行ってもいいのかな、
不安だな…

※守秘義務は守ります。

下戸田地区

11月26日(木) 10:00~12:00
心身障害者福祉センター
2階 社会適応訓練室

笹目地区

12月10日(木) 10:00~12:00
笹目コミュニティセンター
3階 セミナーホール (302)

上戸田地区

11月25日(水) 10:00~12:00
上戸田地域交流センター
1階 多目的室4

身近な地域で
行います。

美女木地区

12月18日(金) 10:00~12:00
西部福祉センター
2階 第1会議室

新曽地区

12月16日(水) 10:00~12:00
新曽福祉センター
2階 第1会議室

※ 新型コロナウイルス感染予防対策を実施します。

問合せ : 戸田市社会福祉協議会

☎048-444-0500 📠048-446-6720

フードパントリー講座

～あなたにできること、始めませんか～

Food Pantry

(フードパントリー)

意味：食料貯蔵庫

転じて、



「食」の支援が必要な人が、ご自宅のある地域で、
直接食料を受け取ることができる場所(拠点)、
またはそれを支える活動を表すようになりました。



- 【講座内容】
- ◆「フードパントリー」って何をしているの？(基礎知識)
 - ◆応援するには、どんな方法があるの？(協力方法)
 - ◆フードパントリーを立ち上げるには、どうするの？
(活動の立上げ方/フードパントリーが目指すもの、他)

●日時：11月8日(日) 13:30～15:00

●会場：戸田市役所5階 大会議室

●講師：埼玉フードパントリーネットワーク

代表 草場 澄江 氏

●対象：戸田市在住・在勤で、

フードパントリーに興味のある方

” を 応援したい方

” を 始めたい方 など

●定員：15名(先着順) ※ 参加費無料



新型コロナウイルス感染拡大のため、状況により、講座の中止や延期をさせていただく場合があります。



申込先
問い合わせ先

戸田市ボランティア・市民活動支援センターTOMATO
TEL：048-441-4444 FAX：048-441-4451
Mail：tomato-staff@todasimin.net



ボランティア活動保険における新型コロナウイルスの 取扱いについて

全社協のボランティア活動保険では、新型コロナウイルス感染症はこれまで補償対象外でしたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、ボランティアの皆様への活動にも大きな影響が生じていることから、令和2年5月1日に保険の改定が認可され、ボランティア活動保険の特定感染症に新型コロナウイルスを追加し、補償の対象となりました（令和2年2月1日に遡って補償します。）。

——ケガ補償——

ボランティア活動中にボランティア自身が特定感染症に罹患した場合に補償します（ボランティア活動中に感染したと保険会社が判断した場合に限ります。）。

●補償される保険金の種類

- 1：葬祭費用実額（死亡の場合、300万円を限度とした実額）
- 2：後遺障害保険金
- 3：入院保険金
- 4：通院保険金

補償区分	保険金額
葬祭費用	実費（300万円程度）
後遺障害保険金	1,040万円（限度額）
入院保険金日額	6,500円
通院保険金日額	4,000円



※補償内容の詳細は、(株)福祉保険サービス <http://www.hukushihoken.or.jp> をご参照ください。

トピトピの 配布場所

上戸田地域交流センター、東部福祉センター、西部福祉センター、新曽福祉センター、障害者福祉会館、戸田公園駅前行政センター、郷土博物館、図書館本館、文化会館、児童センター（プリムローズ・こどもの国）、笹目コミュニティーセンター、水と緑の公社、健康福祉の杜、ろうけん、福祉保健センター、国際交流協会、ボランティア・市民活動支援センター、新曽南多世代交流館、新曽地域包括支援センター